

令和4年5月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、国民年金法(以下「国年法」という。)による障害基礎年金及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による障害厚生年金(以下、併せて「障害給付」という。)の支給を求めるということである。

第2 事案の概要

本件記録によると、本件事案の概要は次のとおりである。

- 1 請求人は、糖尿病性腎症(以下「本件傷病」という。)により障害の状態にあり、その初診日が平成○年○月頃であると主張して、令和○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、事後重症による請求として、障害給付の裁定を請求した。
- 2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、本件傷病の初診日が平成○年○月頃であることを確認することができないとして、障害給付の裁定請求を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 事後重症請求による障害厚生年金は、初診日(障害の原因となった傷病につき初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日)において、厚生年金保険の被保険者であること、その初診日の前日において、

当該初診日の属する月の前々月までに国民年金の被保険者期間(厚生年金保険の被保険者期間を含む。以下同じ。)があり、かつ、①当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であるか、又は、②当該初診日の属する月の前々月までの1年間が保険料納付済期間と保険料免除期間で満たされていること(以下、①及び②の要件を「保険料納付要件」という。)、③裁定請求日におけるその傷病による障害の状態が、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度(障害等級3級)以上の障害の状態にあること、という要件が満たされない者には支給されない(厚年法第47条及び第47条の2、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第64条第1項、厚年令第3条の8)。

- 2 本件の問題点は、①本件傷病の初診日(以下「本件初診日」という。)はいつか、②請求人が本件初診日において厚生年金保険の被保険者であり、保険料納付要件を充足している場合には、裁定請求日当時における請求人の本件傷病による障害の状態(以下、これを「本件障害の状態」という。)が、厚生年金保険法施行令別表第1に定める程度以上に該当すると認められるかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 本件初診日について判断する。
 - (1) 請求人は、①平成○年○月頃にa病院で、②平成○年○月○日以降にb病院で、それぞれ糖尿病の治療を受けた旨主張するが、①のa病院については、診療記録が残されておらず、信用性のある資料により受診の事実を確認することはできない。したがって、請求人の主張する平成○年○月頃を本件初診日と認めることは困難である。
 - (2) 次に、上記②の主張(平成○年○月○日以降、b病院での受診)についてみると、b病院の診療記録は残されていないが、同病院c科・A医師作成の

平成〇年〇月〇日付け「紹介・診療情報提供書」には、請求人の現病歴、治療経過等として、「糖尿病、高血圧症、陳旧性脳梗塞、痛風、高脂血症などの診断にて平成〇年〇月頃から当院外来にて通院治療を行っている p t です。」と記載されているから、請求人は平成〇年〇月頃には同病院で糖尿病の治療を受けていたことが認められる。

他方、請求人の厚生年金保険の被保険者資格についてみると、本件記録によれば、請求人は、昭和〇年〇月〇日（〇歳時）に同被保険者資格を新規取得し、①平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで、②平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで、③平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの各期間を除けば、平成〇年〇月〇日までの間、同資格を保有していたことが認められ、上記③の資格喪失期間はわずかであり、新規取得より前又は上記①②の資格喪失期間（いずれも比較的短期間である。）中に本件初診日があることを疑ってしかるべき資料もない。

- (3) 以上の事情を総合考慮すると、本件初診日は、請求人が糖尿病で受診したことが医療機関作成の書面により確認することができるもののうち、最も古いb病院の平成〇年〇月と認めるのが相当である（この認定は、請求人の主張の範囲内のものといえる。）。

本件記録によれば、本件初診日を平成〇年〇月としたとき、保険料納付要件を充足することが認められる。

- 2 本件障害の状態と障害の程度について判断する。

- (1) 腎疾患による障害の状態が、国民年金法施行令別表の1級9号若しくは2級15号又は厚生令別表第1の12号に定めるものに該当するかどうかについては、国民年金・厚生年金保険障害認定基準の第3第1章第12節「腎疾患による障害」が解釈適用の基準を示しており、その内容は医学的知見を踏まえた合理的なものといえるから、こ

れに基づき検討する。

- (2) 上記「腎疾患による障害」の認定要領は、人工透析療法施行中のものは2級と認定するが、主要症状、人工透析療法施行中の検査成績、長期透析による合併症の有無とその程度、具体的な日常生活状況等によっては、更に上位等級に認定するとしている。

d病院e科・B医師作成の令和〇年〇月〇日現症に係る同年〇月〇日付け診断書によれば、請求人については令和〇年〇月〇日から人工透析療法（血液透析）が実施されていることが認められるから、本件障害の状態は障害等級2級以上に当たることとなる。

そして、上記診断書によると、血清クレアチニンの検査結果（裁定請求日より3箇月を超えるものを含む。）は8以上（令和〇年〇月〇10.31mg/dl、同年〇月〇日9.55mg/dl、同年〇月〇日9.27mg/dl）で高度異常に当たるが、他に認定要領所定の検査成績で異常を示すものではなく、一般状態区分表はイ（軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽労働はできるもの 例えば、軽い家事、事務など）であるから、認定要領の1級の例示（認定要領所定の検査成績が高度異常を1つ以上示すもので、かつ、一般状態区分表のオに該当するもの）に当たらないし、上記人工透析療法施行中のものについての認定要領の観点から本件診断書の記載内容をもても、長期透析による合併症はなく、障害等級1級に該当する事情があるとは認められない。

- (3) そうすると、請求人には、障害等級2級の障害給付を支給すべきである。
3 よって、上記と趣旨を異にする原処分は相当でないから、取り消すこととし、主文のとおり裁決する。